

知立市クーリングシェルター募集要項

1 目的

熱中症による人の健康に係る重大な被害の発生を防止することを目的に、熱中症特別警戒情報（以下「特別警戒アラート」という。）発表時に、市民その他の者が暑さをしのぐ場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を指定するに当たり、協力可能な民間施設を募集するために必要な事項を定めるものである。

2 募集要件

クーリングシェルターとして指定する施設は、市内に所在し、次の要件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備が設置されていること。
- (2) 愛知県内に特別警戒アラートが発表されたときは、あらかじめ公表する開放可能日等に、当該施設を市民その他の者に開放することができること。
- (3) クーリングシェルターとして開放する部分について適切な空間を確保し、市民その他の者が利用するときは、無料で利用できること。
- (4) 市と当該施設を管理する事業者等において協定を締結すること及び市ホームページ等で施設情報等を公表することに同意できること。

3 実施内容

クーリングシェルターとして、次の事項を実施する。

- (1) 愛知県内に特別警戒アラートが発表されたときは、当該施設を開放する。
- (2) 当該施設に市が提供する案内ポスター等を設置し、クーリングシェルターであることを周知する。
- (3) 利用者が休憩できる椅子又はソファ等を配置する（既設のもので可。）。
- (4) 特別警戒アラート発表時以外であっても、夏季期間においては、クールシェアを目的とした休憩場所として当該施設を開放することに協力する。

4 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報等の運用期間と同一期間とする。ただし、施設の開放については、あらかじめ公表する当該施設の開放可能日等に応じて対応するものとする。

5 応募方法

「知立市クーリングシェルター応募票」に必要事項を記入し、環境課に持参、郵送、電子メール等により、提出する。

6 応募先

住 所 〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

宛 名 知立市役所 環境課 ゼロカーボン推進係 宛

電話番号 0566-95-0154

F A X 0566-83-1141

電子メール kankyo@city.chiryu.lg.jp

7 募集期間

随時受付

8 指定の方法及び指定の期間等

市長は、応募のあった施設が2の要件を満たしていると認めた場合は、当該施設を管理する事業者等と協定を締結し、当該施設をクーリングシェルターとして指定する。

指定の期間は、協定締結日から同日の属する年度の3月31日までとする。ただし、事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

9 その他

指定を受けたクーリングシェルターを利用した者が、当該施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わないものとする。